

サウジアラビア向け輸出水産食品の取扱要綱

1 目的

この要綱は、サウジアラビア向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 20 条に基づく適合施設の認定及び第 21 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) サウジアラビア向け輸出水産食品：我が国からサウジアラビアに輸出される食用の水産動物及びそれらの加工品であって、下記の HS コードに該当するもの
0302、0303、0304、0305、0306、0307、0308、1504、1516、1518、1603、1604、1605、2106
- (2) 認定施設：サウジアラビア向け輸出水産食品を最終加工※（未加工品にあっては最終保管。以下同じ。）する施設であって、本要綱に基づき認定されたもの
（※切り身、むき身等にするための処理は加工に含まれ、保管又は輸送のために行う頭尾等の切り落とし、内臓の除去等の簡単な処理、凍結処理等は加工に含まれないものとする。）
- (3) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
- (4) 食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
- (5) 都道府県等衛生部局：都道府県又は保健所を設置する市若しくは特別区の衛生主管部局
- (6) 証明書：サウジアラビア向け輸出水産食品のための衛生証明書
- (7) 認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (8) 輸出者：認定施設で最終加工されたサウジアラビア向け輸出水産食品を輸出しようとする者
- (9) 証明書発行機関：農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）に定める登録認定機関であって、サウジアラビア向け輸出水産食品の適合施設の認定等を業務とするもの

3 施設の認定手続等

(1) 認定施設の要件

認定施設は、次のアからエまでのいずれかに該当する施設とし、かつ養殖由来の

輸出品目がある場合は、オに該当する施設とする。

ア 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条に基づく営業許可を有し、又は食品衛生法第 57 条に基づく営業届出を行っている施設

イ 条例等に基づき、食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設

ウ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設

エ 「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設等

オ 養殖由来の輸出品目がある場合、BAP（Best Aquaculture Practices）認証を取得している施設

（２）サウジアラビア向け輸出水産食品の施設認定手続

ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式 1 の申請書及び（１）の要件を確認するために必要な書類等を添付し、誓約事項を了承の上、証明書発行機関に提出すること。

イ 証明書発行機関は、アによる申請を受けたときは、提出のあった書類により（１）の要件に適合しているかどうかを審査し、審査の結果、問題がない施設については、認定番号を付与し、申請者にその旨を連絡すること。

ウ 証明書発行機関は、施設を認定した場合には、その都度、別紙様式 2 により規制対策グループに報告すること。

エ 規制対策グループは、ウの報告を受けたときは、認定施設の情報をサウジアラビア政府に通報すること。

オ 規制対策グループは、サウジアラビア政府から登録完了の報告を受けた後、農林水産省のホームページ上で認定施設リストを公表する。当該リストに記載された施設については、公表時点以後、本要綱に基づき認定された施設として取り扱う。また、規制対策グループは、施設を認定した旨を食品監視安全課及び全ての証明書発行機関に連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は、都道府県等衛生部局にその旨を連絡すること。

（３）認定施設に関する認定事項の変更等

ア 認定施設責任者は、認定事項（施設名称、所在地等の別紙様式 1 の申請書の記載事項をいう。）の変更があるときは、別紙様式 3 の申請書及び変更内容が確認できる書類を添付し、証明書発行機関に提出すること。

イ 認定施設責任者は、認定施設について認定の廃止を希望する場合は、別紙様式 4 の認定廃止願を、証明書発行機関に提出すること。

ウ 認定施設の変更・廃止の連絡及び公表は、（２）ウからオに準じて行う。

（４）認定施設の定期確認

ア 都道府県等衛生部局は、管内の認定施設について、食品衛生法で規定する監視指導の際に営業の許可の取消し事由が存在する等の問題が認められたときは、食品監視安全課に報告することとし、当該報告を受けた食品監視安全課は、規制対策グループに連絡すること。

イ 認定施設責任者は、アの監視指導を受けたときは、その都度、証明書発行機関に内容を報告すること。

ウ 証明書発行機関は、イに基づき認定施設責任者から提出される監視指導内容の報告により、認定施設が（１）に規定する要件に適合していることを確認し、当該内容等を規制対策グループに連絡すること。

エ 規制対策グループは、必要に応じ、食品監視安全課及び証明書発行機関の協力を得ながら、認定施設が（１）の要件に適合しているかどうかを確認すること。

（５）認定の取消し等

ア 証明書発行機関は、以下のいずれかに該当する場合は、認定施設の取消しを行うことができる。

① （４）の定期確認の結果、（１）の要件に適合しなくなったと認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによってもなお改善されないとき。

② 認定施設が不正な手続により認定を受けたものであることが判明したとき。

③ 認定施設責任者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき。

④ その他相当の理由があると認めるとき。

イ 認定の取消しの連絡及び公表は、（２）ウからオに準じて行う。

4 証明書の発行

（１）証明書の発行要件

証明書の発行は、サウジアラビア向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合するときに行うものとする。

ア ３の規定により認定された施設において最終加工されたものであること。

イ 別紙様式５（１．輸出水産食品の詳細）と添付書類の内容が合致していること。

ウ 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「内国貨物」であること。

エ 養殖由来の場合、別添 1 の要件を満たすものであること。

（２）証明書の発行手続等

ア 輸出者は、サウジアラビア向け輸出水産食品の輸出の都度、別紙様式 5 の申請書に下記①から④までの書類等を添付し、誓約事項を了承の上、証明書発行機関に提出すること（なお、③については、申請時に提出できないときは、証明書発行日までに提出すること。また、①から③までについては、別紙様式 5（１．輸出水産食品の詳細）の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。）。電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行うときは、別添 2 によること。

① インボイスの写し

② パッキング・リストの写し

③ 船荷証券（BL）番号又は航空貨物運送状（AWB）番号が確認できる書類

④ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒
イ 証明書発行機関は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類により
(1) の要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、以下の点に留意し、別紙様式 6 により証明書原本を交付するとともに、その写しを保存すること。

① 英語で記載すること。

② 「Certificate Reference No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。

③ 「Authorized officer Name & Position」は担当者の氏名、役職及び署名を、「Name of the Responsible Department」は証明書発行機関名、「Official Stamp」はサウジアラビア政府に通知した証明書発行機関の印章を押印すること。

ウ 証明書発行機関は、証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることがある。

エ 証明書発行機関は、証明書原本の写し及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から 3 年間保存する。

オ 証明書発行機関は、前年度の証明書発行件数等について、別紙様式 7 により新年度の 4 月末日までに規制対策グループに報告すること。なお、発行実績がないときは 0 件として報告すること。

(3) 証明書の返却等

ア 予定していた輸出が中止になり証明書が不要になった場合において、未だに証明書が発行されていないときは、輸出者は、別紙様式 8 の取消願を、発行を申請した証明書発行機関に提出すること。

イ 前項の場合において、既に証明書が発行されているときは、輸出者は、速やかに証明書原本を、別紙様式 8 の取消願とともに、発行を受けた証明書発行機関に返却すること。この場合において、証明書発行機関は、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

(4) 証明書の発行の停止

証明書発行機関は、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、規制対策グループと協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき。

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。

ウ その他相当の理由があると認められるとき。

5 その他

(1) 認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定施設責任者及び輸出者は、サウジアラビアの動物衛生上及び食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、サウジアラビア向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、サウジアラビア向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

(2) 違反した輸出水産食品等に対する対応

規制対策グループは、サウジアラビアの動物衛生、食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡をサウジアラビア政府から受けるなど、サウジアラビア向け輸出水産食品に問題が発生したときは、食品監視安全課及び証明書発行機関に連絡するとともに、食品監視安全課及び証明書発行機関の協力を得ながら、当該サウジアラビア向け輸出水産食品の輸出者に対し、原因究明及び改善の指示、検査の強化等適切な措置をとるものとする。

この場合において、規制対策グループは、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと判断したときは、検査の強化等の措置を解除することができる。

(3) サウジアラビア政府との協議

規制対策グループは、(2)に定めるもののほか、サウジアラビア政府からの違反連絡等があったときは、サウジアラビア側と協議の上、適切な措置をとるものとする。

附 則（令和6年9月4日付け6輸国第1914号）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 3 (1) オの規定は、施行日以降に認定される適合施設について適用し、施行日前に認定された適合施設の認定の要件については、なお従前の例による。